

／ 事業主のみなさん ／

個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

近畿2府4県と全ての市町村は、
特別徴収を徹底しています。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主
による特別徴収(給与から差し引き)が必要です。

- ※ 京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県の各市町村では、平成30年度から特別徴収を徹底しています。
- ※ 既に、滋賀県、奈良県の各市町村では、特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

ご理解とご協力をお願いします



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
2府4県内全ての市町村

